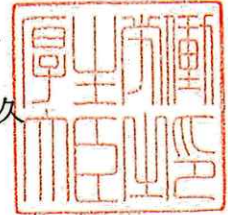




厚生労働省発食安 0618 第1号
平成 27 年 6 月 18 日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価の取下げについて

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、平成26年6月19日付け厚生労働省発食安0619第55号をもって貴委員会に意見を求めたところですが、申請者から安全性審査の申請を取り下げる旨の申し出があったことから、これを取り下げます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

CPR 株を利用して生産された L-シトルリン

